

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 15 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600858号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700087号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を42万2,000円、同年12月10日の標準賞与額を37万5,000円、平成25年7月5日の標準賞与額を32万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は42万2,000円、請求期間③は37万5,000円、請求期間④は32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600859号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700088号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を28万1,000円、同年12月10日の標準賞与額を23万5,000円、平成25年7月5日の標準賞与額を37万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は28万1,000円、請求期間③は23万5,000円、請求期間④は37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600860号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700089号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を19万7,000円、同年12月10日の標準賞与額を18万8,000円、平成25年7月5日の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は19万7,000円、請求期間③は18万8,000円、請求期間④は11万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600861号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700090号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を16万円、同年12月10日の標準賞与額を16万円、平成25年7月5日の標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は16万円、請求期間③は16万円、請求期間④は15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600862号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700091号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を2万9,000円、同年12月7日の標準賞与額を4万3,000円、同年12月10日の標準賞与額を2万9,000円、平成25年7月5日の標準賞与額を2万9,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万9,000円、請求期間②は4万3,000円、請求期間③は2万9,000円、請求期間④は2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600863号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700092号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を2万9,000円、同年12月7日の標準賞与額を4万9,000円、同年12月10日の標準賞与額を3万3,000円、平成25年7月5日の標準賞与額を4万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万9,000円、請求期間②は4万9,000円、請求期間③は3万3,000円、請求期間④は4万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600864号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700093号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を21万6,000円、同年12月10日の標準賞与額を20万7,000円、平成25年7月5日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は21万6,000円、請求期間③は20万7,000円、請求期間④は20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600865号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700094号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を16万9,000円、同年12月10日の標準賞与額を16万円、平成25年7月5日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は16万9,000円、請求期間③は16万円、請求期間④は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600866号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700095号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年4月2日の標準賞与額を4万8,000円、同年12月7日の標準賞与額を11万3,000円、同年12月10日の標準賞与額を15万円、平成25年7月5日の標準賞与額を9万4,000円に訂正することが必要である。

平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月2日、同年12月7日、同年12月10日及び平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日  
② 平成24年12月7日  
③ 平成24年12月10日  
④ 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万8,000円、請求期間②は11万3,000円、請求期間③は15万円、請求期間④は9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。